

鏡野町第2次総合計画

町民検討会議委員の募集

【応募人数】 若干名（なお、町民検討会議全体の委員数は15人以内の予定です。）

【任 期】 選任の日から平成28年3月31日まで

【応募資格】 ・町内に住所を有し、現に居住する20歳以上の方
・平日昼間に開催される委員会に出席可能な方
・公募委員に選任される日において、本町の他の審議会等の委員に選任されていない方

【応募方法】 所定の申込書に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・電子メールにて、左記へ提出ください。
（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。（ただし、土曜、日曜を除く。））
応募用紙は、総合政策室、各振興センターで配布します。また、町のホームページからもダウンロードすることが出来ます。

【応募期限】 平成26年12月24日（水）必着

【選考の方法】 書類審査により選考します。選考の結果は、後日、本人宛通知します。

【その他】 詳細については総合政策室へお問い合わせください。

申込み及び問い合わせ先

〒708-0362 鏡野町竹田660番地
鏡野町総合政策室 小林
電話(0866)54-2003 / FAX(0866)54-2001
E-mail: sougou@town.kagamino.lg.jp

2つの給付金の申請はお済みですか？

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みでしょうか？

2つの給付金は、消費税率の引き上げに対応したもので、給付金の支給対象者1人につき1万円（※）が支給される今年度だけの制度ですが、申請の期限が迫っています。

（※臨時福祉給付金の支給対象者の内、加算措置に該当する方は5千円が加算されます。）
期限を過ぎますと以降は申請を受け付けられませんので、まだ申請をされていない方はお早めにご申請ください。

なお、受け取ることが出来る給付金は、どちらか一つの給付金になります。

2つの給付金の申請期限は次のとおりです。

2つの給付金の申請期限

●臨時福祉給付金
平成27年1月5日まで
●子育て世帯臨時特例給付金
平成26年12月16日まで

各給付金の受給対象となる方には、申請書や通知などをお送りしておりますので、再度ご確認をお願いいたします。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 電話(0866)54-2000



今すぐ確認じゃ